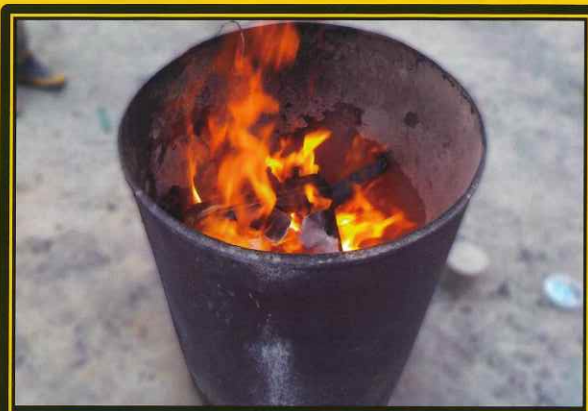


野外焼却は **禁止**です

法律に違反して廃棄物の野外焼却を行った者は、5年以下の懲役
もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科となります。
(※上記とは別に、法人には3億円以下の罰金刑が科されます。)



地面や地面に掘った穴での焼却



ドラム缶を用いての焼却



不適合焼却炉での焼却



ブロック塀などで囲っての焼却

● 焼却禁止《法第16条の2》 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

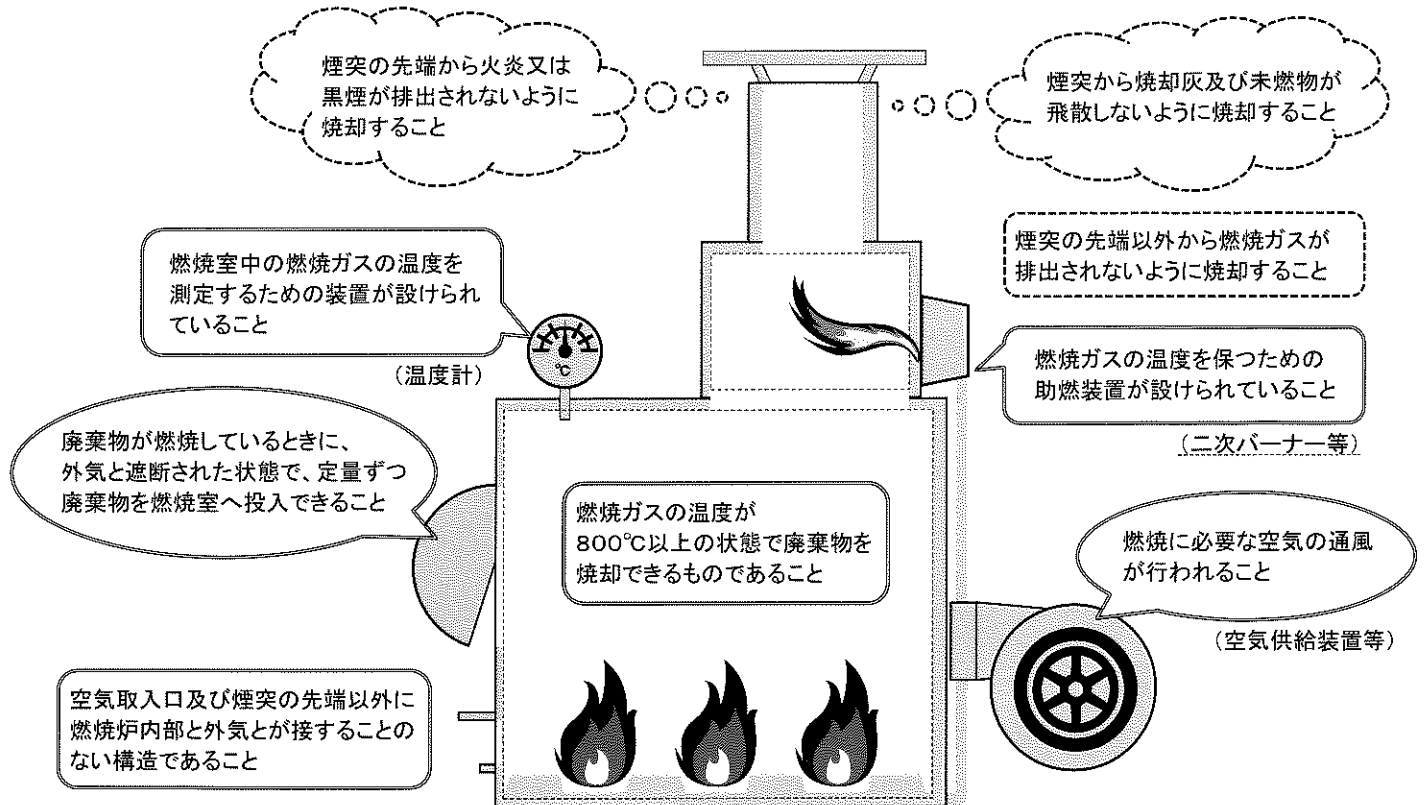
- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

《政令で定める 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却》

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

● 焼却設備の構造 および 環境大臣が定める方法

廃棄物の焼却を行う場合は、法の基準を満たす構造の施設を用い、環境大臣の定める方法で行わなければならない。



- ① 焼却炉の規模に関係なく適用されます。
- ② ダイオキシン類対策特別措置法の排ガス基準を満たしていても適用されます。
- ③ 一般廃棄物、産業廃棄物の区分や自己物、他人物の区分も関係なく適用されます。

注：本図は焼却炉の基本的な構造の基準を例示したものであり、法第15条等に規定する焼却施設の場合は、さらに厳しい基準が適用されます。

問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課廃棄物対策室
大津市京町四丁目1-1
電話 (077)528-3475 FAX (077)528-4845

南部環境事務所 (草津市、守山市、栗東市、野洲市)
草津市草津三丁目14-75
電話 (077)567-5456 FAX (077)564-1733

甲賀環境事務所 (甲賀市、湖南市)
甲賀市水口町水口6200
電話 (0748)63-6134 FAX (0748)63-6135

東近江環境事務所 (近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)
東近江市八日市緑町7-23
電話 (0748)22-7759 FAX (0748)22-0411

湖東環境事務所 (彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)
彦根市元町4-1
電話 (0749)27-2255 FAX (0749)27-1688

湖北環境事務所 (長浜市、米原市)
長浜市平方町1152-2
電話 (0749)65-6653 FAX (0749)63-4040

高島環境事務所 (高島市)
高島市今津町今津1758
電話 (0740)22-6066 FAX (0740)22-6105

大津市環境部産業廃棄物対策課 (大津市)
大津市御陵町3-1
電話 (077)528-2910 FAX (077)523-1560